

消費税改定についてのお知らせ(予定)

8% → 10%

令和1年10月1日より消費税率が改定された場合、自由診療費の消費税につきましては、

- ①治療の説明を受けた日
- ②見積書、同意書にご署名された日
- ③治療日、治療予定日

に関わらず、

お支払日が10月1日以降の場合は消費税率は10%となりますのでご了承ください。

尚、

※自由診療の費用を9月30日以前に前納された場合は、治療日が以降であっても8%でお取扱いさせていただきます。

※健康保険の適用があるものは従来どおり非課税です。